

2025年度水質検査計画書

岡山県浅口市

1. 基本方針

水道水が水質基準に適合し、安心・安全なものであることを保証するために、以下の方針により水質検査を行います。

①検査地点

水道法で義務付けられている水道水の検査を給水栓で行います。

②検査項目

検査項目は、水道法で義務付けられた水質基準項目と水質管理上留意すべき項目について実施します。

③検査頻度

水道法に基づく色度・濁度並びに消毒用の残留塩素に関する検査については、給水栓にて毎日行います。また、水質基準項目の検査については水道法の定めにより月1回、その他の項目は3ヶ月に1回とします。

2. 水道事業の概要

浅口市の水源は、岡山県西南水道企業団新庄浄水場・鴨方浄水場及び倉敷市上成浄水場から浄水を受水しており、浅口市の管理する配水池を経由し、自然流下または一部ポンプ加圧を行い、令和5年度末現在、市内31,007人（水道普及率98%）のご家庭の皆様へと水道水をお届けしています。

事業概要（令和5年度現在）

水道事業体	浅口市上下水道部水道課	
	所 在 地	岡山県浅口市金光町占見新田751番地
施設	水 源	金光地区 倉敷市より受水
		鴨方地区 岡山県西南水道企業団より受水
		寄島地区 岡山県西南水道企業団より受水
		認可水量 15,000m ³ /日
	配 水 施 設	金光地区 市所有配水池合計2,651m ³
		鴨方地区 市所有配水池合計1,340m ³
		寄島地区 市所有配水池合計204m ³
		鴨方地区 西南水道企業団所有配水池6700m ³
		寄島地区 西南水道企業団所有配水池2,000m ³
	配 水 方 式	自然流下式及びポンプ加圧式

3. 水質検査の概要

①法令に基づく検査

水質検査は、皆様に安心して水道水を利用していただけるよう、各水系ごとの末端給水栓で定期的に検査を行います。また、近年さまざまな水質関連項目について極微量レベルの測定が求められていることから、国土交通大臣及び環境大臣指定の検査機関に水質検査を委託しています。

採水地点

金光地区	金光総合支所
鴨方地区	吉宗公会堂
	朝倉公民館
寄島地区	寄島こども園

※水質検査採水地点を別図に表示

②毎日検査

1日のうち1回、色度・濁度・臭味について異常の有無や残留塩素濃度(0.1mg/L以上)の確認のための検査を個人に委託し、毎日検査を行います。

検査地点

金光地区	金光町占見新田地内
鴨方地区	鴨方町本庄地内
	鴨方町六条院西地内
寄島地区	寄島町地内

※水質検査採水地点を別図に表示

③検査項目と検査頻度

1) 水質基準項目検査(表-1)

法令で定められている水質基準項目(51項目)について検査を行います。

2) 検査頻度

給水栓水の検査は法令で義務付けられており、法令で定められている頻度で検査を行います。

3) 臨時の水質検査

水源や配水池等での事故や災害などにより配水管の異常が認められたときは、給水を停止したり必要な措置をとるとともに、臨時の水質検査を行います。

2025年度水質検査計画書

◎検査の概要

浅口市の水道は、岡山県西南水道企業団新庄浄水場・鴨方浄水場及び倉敷市上成浄水場から浄水を受水しており、水道法で検査が義務付けられている水質基準項目等について、より安全性を確保するため下記の内容により水質検査を実施します。なお、検査については水道法第20条第3項に基づく国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に委託します。

表-1 法令に基づく水質検査

採水箇所 吉宗公会堂

(1) 水質基準

項目 No.	水質基準項目	基準値 (mg/L)	過去3年間 最高値	※検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度				設定理由等
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施	
1	一般細菌	100個/ml	0	月1回	月1回	12	-	安全確認のため
2	大腸菌	陰性	陰性			12	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満		年1回	1	-	
4	水銀及びその化合物	*3 0.0005以下	0.00005未満			1	-	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.003	年4回	年4回	4	-	安全確認のため
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	月1回	年4回	12	-	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	0.001未満	年4回		4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.923	月1回		12	-	
12	フッ素及びその化合物	*3 0.8以下	0.11	年1回	年1回	1	-	
13	ホウ素及びその化合物	*3 1.0以下	0.01		3年1回 *1	1	-	
14	四塩化炭素	*3 0.002以下	0.0002未満			1	-	
15	1, 4-ジオキサン	*3 0.05以下	0.005未満			1	-	
16	シース-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-2, 2-ジクロロエチレン	*3 0.04以下	0.002未満			1	-	
17	ジクロロメタン	*3 0.02以下	0.001未満			1	-	
18	テトラクロロエチレン	*3 0.01以下	0.0005未満			1	-	
19	トリクロロエチレン	*3 0.01以下	0.001未満			1	-	
20	ベンゼン	*3 0.01以下	0.001未満			1	-	
21	塩素酸	0.6以下	0.21	年4回	年4回	4	-	性状確認等のため
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-	
23	クロロホルム	0.06以下	0.048			4	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.004			4	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004			4	-	
26	臭素酸	0.01以下	0.001			4	-	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.064			4	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.015			4	-	
29	プロモジクロロメタン	0.03以下	0.013			4	-	
30	プロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005	年1回	3年1回 *1	4	-	性状確認等のため
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満			1	-	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.07	年4回	年4回	4	-	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	1	-	性状確認等のため		
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.005	年1回	1		-	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.7		1		-	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満		1		-	
38	塩化物イオン	200以下	14.8	月1回	月1回	12	-	安全確認等のため
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	52	年1回	年1回	1	-	
40	蒸発残留物	500以下	112	年4回	年4回	4	-	
41	陰イオン界面活性剤	*3 0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
42	ジェオスミン	*3 0.00001以下	0.000004			1	-	(発生時期に併せて検査)
43	2-メチルイソボルネオール	*3 0.00001以下	0.000002			1	-	
44	非イオン界面活性剤	*3 0.02以下	0.005未満	年4回	3年1回 *1	4	-	性状確認等のため
45	フェノール類	*3 0.005以下	0.0005未満	年1回		1	-	
46	有機物等(TOC)	3以下	1.2	月1回	月1回	12	-	性状確認等のため
47	pH値	5.8~8.6	7.5			12	-	
48	味	異常でないこと	—			12	-	
49	臭気	異常でないこと	—			12	-	
50	色度	5以下	1.8			12	-	
51	濁度	2以下	0.1			12	-	

備考 ① 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査をします。

② *1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐がない場合。*2基準値の2/10以下の場合です。

③ *3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

■は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2) 1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭味についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。

表-1 法令に基づく水質検査

採水箇所 朝倉公民館

(1) 水質基準

※検査省略頻度:これまでの検査結果から省略可能となる頻度

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施	
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml	3	月1回	月1回	12	-	安全確認のため
2	大腸菌	陰性	陰性			12	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
4	水銀及びその化合物 *3	0.0005以下	0.00005未満			1	-	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.003			4	-	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満	年4回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	月1回	年4回	12	-	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01以下	0.001未満	年4回		4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.04	月1回		12	-	
12	フッ素及びその化合物 *3	0.8以下	0.12	年1回	1	-	安全確認のため	
13	ホウ素及びその化合物 *3	1.0以下	0.01		1	-		
14	四塩化炭素 *3	0.002以下	0.0002未満		1	-		
15	1, 4-ジオキサン *3	0.05以下	0.005未満		1	-		
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-2, 2-ジクロロエチレン *3	0.04以下	0.002未満		1	-		
17	ジクロロメタン *3	0.02以下	0.001未満	3年1回 *1	1	-	安全確認のため	
18	テトラクロロエチレン *3	0.01以下	0.0005未満		1	-		
19	トリクロロエチレン *3	0.01以下	0.001未満		1	-		
20	ベンゼン *3	0.01以下	0.001未満		1	-		
21	塩素酸	0.6以下	0.19	年4回	年4回	4	-	
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-	
23	クロロホルム	0.06以下	0.042			4	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.007			4	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003			4	-	
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.058			4	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.013			4	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.013			4	-	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満			4	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.009	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.09	年4回	年4回	4	-	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.003			1	-	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.6			1	-	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			1	-	
38	塩化物イオン	200以下	13.5	月1回	月1回	12	-	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	52	年1回	年1回	1	-	安全確認等のため
40	蒸発残留物	500以下	110	年4回	年4回	4	-	
41	陰イオン界面活性剤 *3	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
42	ジェオスミン *3	0.00001以下	0.000006		発生時期に	1	-	
43	2-メチルイソボルネオール *3	0.00001以下	0.000001		月1回	1	-	
44	非イオン界面活性剤 *3	0.02以下	0.005未満	年4回	3年1回 *1	4	-	性状確認等のため
45	フェノール類 *3	0.005以下	0.0005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
46	有機物等(TOC)	3以下	1.1	月1回	月1回	12	-	
47	pH値	5.8~8.6	7.6			12	-	
48	味	異常でないこと	—			12	-	
49	臭気	異常でないこと	—			12	-	
50	色度	5以下	0.6			12	-	
51	濁度	2以下	0.1未満			12	-	

備考 ① 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査可能。

② *1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。*2基準値の2/10以下の場合です。

③ *3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

■は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です

表-1 法令に基づく水質検査

採水箇所 金光総合支所

(1) 水質基準

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施	
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml	4	月1回	月1回	12	-	
2	大腸菌	陰性	陰性			12	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため
4	水銀及びその化合物 *3	0.0005以下	0.00005未満			1	-	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満			1	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	月1回	年4回	12	-	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回		4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.832	月1回		12	-	
12	フッ素及びその化合物 *3	0.8以下	0.12	年1回	3年1回 *1	1	-	安全確認のため
13	ホウ素及びその化合物 *3	1.0以下	0.01			1	-	
14	四塩化炭素 *3	0.002以下	0.0002未満			1	-	
15	1, 4-ジオキサン *3	0.05以下	0.005未満			1	-	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-2, 2-ジクロロエチレン *3	0.04以下	0.002未満			1	-	
17	ジクロロメタン *3	0.02以下	0.001未満			1	-	
18	テトラクロロエチレン *3	0.01以下	0.0005未満			1	-	
19	トリクロロエチレン *3	0.01以下	0.001未満			1	-	
20	ベンゼン *3	0.01以下	0.001未満			1	-	
21	塩素酸	0.6以下	0.07	年4回	年4回	4	-	性状確認等のため
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-	
23	クロロホルム	0.06以下	0.008			4	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.003			4	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.004			4	-	
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.019			4	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.003			4	-	
29	プロモジクロロメタン	0.03以下	0.007			4	-	
30	プロモホルム	0.09以下	0.001			4	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満			4	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.03		年1回	1	-	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			1	-	性状確認等のため
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.009			1	-	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	8.6			1	-	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.003			1	-	
38	塩化物イオン	200以下	13.9	月1回	月1回	12	-	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	58	年1回	年1回	1	-	安全確認等のため
40	蒸発残留物	500以下	109	年4回	年4回	4	-	
41	陰イオン界面活性剤 *3	0.2以下	0.02未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
42	ジエオスミン *3	0.00001以下	0.000001未満		発生時期に	1	-	(発生時期は浄水場にて実施)
43	2-メチルイソボルネオール *3	0.00001以下	0.000001未満		月1回	1	-	
44	非イオン界面活性剤 *3	0.02以下	0.005未満	年4回	3年1回 *1	4	-	性状確認等のため
45	フェノール類 *3	0.005以下	0.0005未満	年1回		1	-	
46	有機物等(TOC)	3以下	0.9	月1回		12	-	
47	pH値	5.8~8.6	7.6			12	-	
48	味	異常でないこと	—			12	-	
49	臭気	異常でないこと	—			12	-	
50	色度	5以下	2.0			12	-	
51	濁度	2以下	0.2			12	-	

備考 ① 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査をします。

② *1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。*2基準値の2/10以下の場合です。

③ *3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

■は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2) 1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭味についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。

表-1 法令に基づく水質検査

採水箇所 寄島こども園

(1) 水質基準

項目 No.	水質基準項目	基準値	過去3年間 最高値	給水栓		検査計画頻度(回/年)		設定理由等
				検査頻度	検査省略頻度	蛇口	企業団実施	
		(mg/L)						
1	一般細菌	100個/ml	0	月1回	月1回	12	-	
2	大腸菌	陰性	-			12	-	
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満			1	-	安全確認のため
4	水銀及びその化合物	*3 0.0005以下	0.00005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満			1	-	
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.003	年4回	年4回	4	-	
8	六価クロム化合物	0.02以下	0.001未満	年1回	3年1回 *1	1	-	
9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	月1回		12	-	
10	シアノ化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	年4回		4	-	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.01	月1回		12	-	安全確認のため
12	フッ素及びその化合物	*3 0.8以下	0.12	年1回	年1回	1	-	
13	ホウ素及びその化合物	*3 1.0以下	0.01	年1回		1	-	
14	四塩化炭素	*3 0.002以下	0.0002未満	年1回		1	-	
15	1, 4-ジオキサン	*3 0.05以下	0.005未満	年1回		1	-	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-2, 2-ジクロロエチレン	*3 0.04以下	0.002未満	3年1回 *1		1	-	
17	ジクロロメタン	*3 0.02以下	0.001未満	年1回		1	-	
18	テトラクロロエチレン	*3 0.01以下	0.0005未満			1	-	
19	トリクロロエチレン	*3 0.01以下	0.001未満			1	-	
20	ベンゼン	*3 0.01以下	0.001未満			1	-	
21	塩素酸	0.6以下	0.27			4	-	性状確認等のため
22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満			4	-	
23	クロロホルム	0.06以下	0.041			4	-	
24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.011			4	-	
25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.003			4	-	
26	臭素酸	0.01以下	0.001未満			4	-	
27	総トリハロメタン	0.1以下	0.056			4	-	
28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.013			4	-	
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.012			4	-	
30	ブロモホルム	0.09以下	0.001未満			4	-	
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.005未満			4	-	
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.005未満	年1回	3年1回 *1	1	-	性状確認等のため
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.10	年4回	年4回	4	-	
34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満			1	-	性状確認等のため
35	銅及びその化合物	1.0以下	0.003			1	-	
36	ナトリウム及びその化合物	200以下	9.2			1	-	
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.001未満			1	-	
38	塩化物イオン	200以下	13.6	月1回	月1回	12	-	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	52	年1回	年1回	1	-	
40	蒸発残留物	500以下	109	年4回	年4回	4	-	
41	陰イオン界面活性剤	*3 0.2以下	0.02未満			3年1回 *1	1	安全確認等のため
42	ジエオスミン	*3 0.00001以下	0.000006	年1回	発生時期に	1	-	(発生時期は浄水場にて実施)
43	2-メチルイソボルネオール	*3 0.00001以下	0.000002		月1回	1	-	
44	非イオン界面活性剤	*3 0.02以下	0.005未満	年4回	3年1回 *1	4	-	性状確認等のため
45	フェノール類	*3 0.005以下	0.0005未満	年1回		1	-	
46	有機物等(TOC)	3以下	1.2			12	-	
47	pH値	5.8~8.6	7.7			12	-	
48	味	異常でないこと	-			12	-	
49	臭気	異常でないこと	-			12	-	
50	色度	5以下	0.5			12	-	
51	濁度	2以下	0.1未満			12	-	

備考 ① 蛇口までに濃度が上昇しない項目については、浄水場(企業団)で検査をします。

② *1基準値の1/10以下で原水等の変動による汚染の恐れがない場合。*2基準値の2/10以下の場合です。

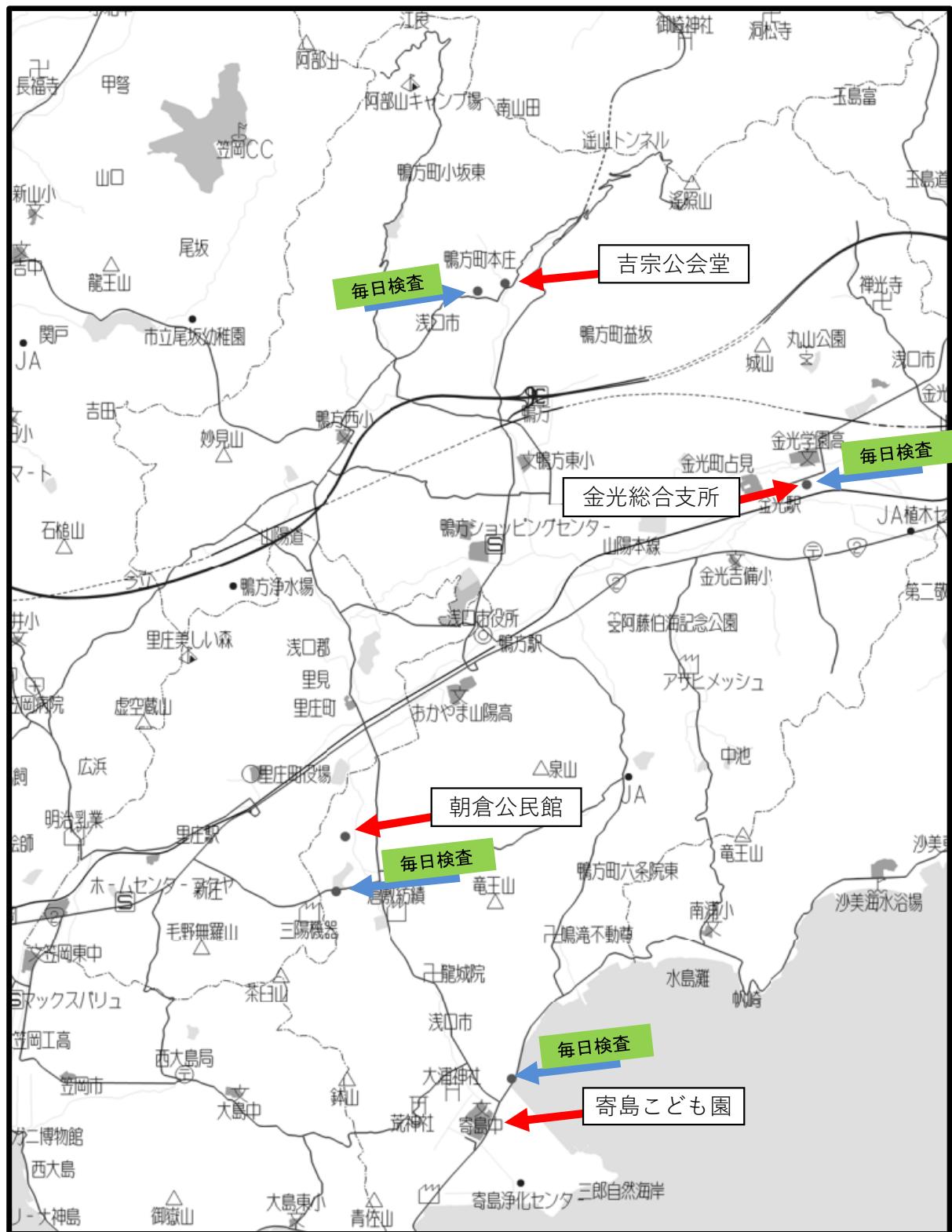
③ *3送、配水管内で濃度が上昇しないことが確認されている水質項目です。

■は水道法に基づき、水質検査を省略できない項目です。

(2) 1日1回行う水質検査

1日1回色、濁り、臭味についての異常の有無、及び残留塩素濃度(0.1mg/L)を記録します。

配水管内図及び検査地点



縮尺 1 / 50,000 1.5km

採水地点(市内全域)

令和7年度(2025年度) 浅口市 水質検査実施計画表

検査の種類	基準項目(51項目) 【浄水】				省略不可項目(23項目)+追加項目 【浄水】				簡易項目(11項目) 【浄水】			
水道の種類	上水道				上水道				上水道			
採水地点	吉宗公会堂	朝倉公民館	金光総合支所	寄島こども園	吉宗公会堂	朝倉公民館	金光総合支所	寄島こども園	吉宗公会堂	朝倉公民館	金光総合支所	寄島こども園
4月									○	○	○	○
5月					○	○	○	○				
6月									○	○	○	○
7月									○	○	○	○
8月	○	○	○	○								
9月									○	○	○	○
10月									○	○	○	○
11月					○	○	○	○				
12月									○	○	○	○
1月									○	○	○	○
2月					○	○	○	○				
3月									○	○	○	○
年間回数	4				12				32			
備考					追加項目							
					非イオノン界面活性剤ム・蒸発残留物	非イオノン界面活性剤ム・蒸発残留物	蒸発残留物・非イオン界面活性剤	非イオノン界面活性剤ム・蒸発残留物				

追加となった項目 : ヒ素(吉宗、朝倉、寄島)